商品共同開発契約書

甲（〇クリエイター）と乙（印刷会社）は、２０２4年2月１7・18日大阪府印刷工業組合とMEBICとの共催の通称ペーパーサミットのイベント（以下「本件イベント」という。）出展のための商品開発について、以下のとおり合意する。

第１条（契約の目的）

　１　甲は、乙が本件イベントで来客者に対して販売する新商品の開発のためのアイデアを提供する。

　２　甲は、前項のアイデアの提供に関連して、甲の著作物の利用を提案する場合は、乙に対して、本件イベントで利用する限りにおいて、甲の前記著作物の著作権の利用を許諾する。ただし、開発された商品については、事前に甲の確認を経るものとする。

第２条（対価）

　１　乙は、甲に対し、前項の対価として、金●円を●●までに甲の指定する銀行口座に振り込んで支払う。送金手数料は、乙の負担とする。

第３条（納期、引渡し等）

　１　甲は、乙に対し、新商品開発のアイデアを、２０２２年●月●日までに提案する。

　２　甲は、乙に対し、そのアイデアないし著作物を、印刷可能な電子データの形式で提供する。ただし、本件イベント終了後の同電子データの利用については別途協議する。

第４条（保証）

１　甲は乙に対し、甲が自身の著作物の正当な著作権者であり本契約に定める利用許諾を行うことができること、及びその著作物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。

　２　甲が前項に違反し、乙が本件著作物を利用できなくなったときは、乙は本契を解除することができる。また、乙は甲に対し、乙に発生した損害の賠償を求めることができる。

第５条（製造費用）

　乙は、新商品の印刷は、自らの費用において行うものとする。

（譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位及び権利義務を、相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡又は担保に供しない。

(契約解除)

甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を破った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
2. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋差の他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)ではないこと
3. 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
4. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
6. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
7. この契約に関して、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
8. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
9. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
10. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

<1>前項(1)ないし(5)の確約に反することが判明した場合

<2>前項(6)の確約に反する行為をした場合

1. 前項の規定により、本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても

解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(合意管轄)

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

■注意点・追加を検討する条項

　上記はあくまでも参考のひな形に過ぎません。各位のご希望に沿って、適宜ご修正等をお願いします。

以下では、個々の事案に応じて、調整を検討すべき条項についてご案内いたします。

・商品開発ができなかった場合の取り扱い。例えば、代金支払をどうするか等協議ください。

・本ひな形は、本件イベント開催に向けたものです。本件イベント終了後にも、開発された商品の取り扱いを定めたい場合は、追加で検討をお願いいたします。

・本ひな形は、著作権譲渡を含んでおりません。今後のことを踏まえて著作権の譲渡や印刷データの譲渡までをお願いしたい場合は、その趣旨で変更する必要があります。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙が署名及び捺印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　乙